

末廣利人

昨年七月二三日付の『西日本新聞』に、「現代アーカイブズ事情」と題する小文を寄稿したことがある。意外に広いスペースを与えられたが、やはり新聞紙上のことでもあり、予定していた内容を盛り込めない部分もあった。そこに本誌編集者より、特集号への寄稿呼びかけがなされた。さらに、昨年末には小泉首相の施政方針演説の中にもアーカイブズ関連がとり入れられたほか、本年六月末には、官房長官の私的諮問機関である「公文書等の適切な管理、保存及び利用に関する懇談会」から答申が出されるなど、何やら事態は急展開の気配である。「論」とはならないであろうが、ここに、その出発から最近の事情までをもう一度整理しておく意義は、小さくないと思われる。

一 国立公文書館の創設

NHKアーカイブズの運用により、「アーカイブズ」という言葉もすっかり一般化した。しかし「アーカイブズ」が、本来の古文書・公文書等の記録史料という意味よりも、古いお宝番組ビデオを指すかのようなイメージが出来つつあるのではないか、気がかりである。

もちろん、アーカイブズ（近代公文書館制度）の起源は欧米にある。フランス革命期に発せられ、以来近代国民国家の歴史とともに長い歴史と実績を有して、今日に到っている。「公文書館なくして民主主義なし」の理念が生きていて、と云っていいだろう。

しかしわが国では、明治以降の歴史の中で、公文書館制度は導入されずにとり残されて来た。国立の図書館や博物館が明治前期には導入されて、官制の中でも体制が整えられていたことは対照的である。明治憲法の内容と深い関係がある。しかし、戦後の日本国憲法下においても公文書館設置への歩みは遅々としていた。

昭和二四年に国立国会図書館の憲政資料室が、同三四年に毛利家藩政文書の寄託を受けて山口県文書館が発足したことは注目されるが、日本学術会議の中（中心は日本歴史学協会）で国立公文書館設立の要望が具体化したのは「昭和三年の夏頃」であつたという。発起根まわしの中心は桑原武夫、和歌森太郎、井上清らであり、日本学術会議総会で決議の上、三四年一月に岸信介総理大臣あて要望書が提出された。要望書は、国立公文書館の建設が喫緊の要請である理由として、(1)日本近代史研究の充実のために、(2)近代史関係史料の散逸状況、(3)外国事情と国立公文書館設立の必要性をあげているが、その中から(1)の一部を引用すると、以下のとおりである。

現代日本の直接の形成過程をあきらかにする日本近代史研究の必要は、ここに改めて説くまでもない。戦前の日本史研究がもつていた欠陥の一つは、明治以後の歴史が歴史学の対象とはならないという、いわれのない理由で、この分野の研究がいちじるしくおかれていたことであつた。(中略)この結果は、国民が日本近代史についての正しい知識を欠くこととなつた。太平洋戦争の悲劇の原因については多くをあげることができるが、その主な一つはここにあつた。このことが政治、経済、教育、文化の各方面にわたつて大きな影響をあたえ、日本の進路を見誤らせることになつた。(中略)

日本近代史研究は、社会科学、自然科学の正しい発展を期待する上でも緊要な問題である。(後略)

同時期には、ユネスコの「文書館の発達国際的連結促進計画」にもとづく日本ユネスコ国内委員会による要請も、各方面に對して並行して行なわれた。国立公文書館創設のための予算は、第二次池田勇人内閣の昭和三八年度から計上され、同四一年（一九七六）開館の運びとなつたのである。そこには、広い分野の高名な学者たちの結集が見られ、日本学術会議そのものの重みも感じられる。事業の実現にあなつては、高度経済成長期にあつたことも幸したであらう。

折しも明治百年や置県百年を記念して、各都道府県の事業として全国的に史誌編さんが始まっていた。いずこにおいても近現代史に多くのスペースが割かれ、その出来ばえに国立公文書館の史資料も多大の貢献をしたことはいうまでもない。筆者自身も『大分県史』に関与し、上司や同僚たちとともに北の丸にある国立公文書館には何度も長期出張をし、数千冊に及ぶ「家政類典」や「公文録」等を繰った経験は忘れ難い。

全国の公立公文書館はその後、昭和四十年代に九館、五十年代に五館開設されたが、やがて全国歴史資料保存連絡協議会と全国都道府県史連絡協議会は毎年の総会研修会を合同して開催することとなった。アーカイブズや都道府県史の実務担当者のほか、行政官僚や一部学者も入り混り、かなりの熱気があったと記憶する。公文書館法創出の素志はここで生み出されたものであり、議員提案から成立にまで粉骨碎身の岩上二郎自身も地方行政と茨城県歴史館長のOBなのであった。例年の総会では、法案の内容や提出時期についての悩み、説明を受けた国会議員たちの反応等も岩上から披瀝された。

昭和六二年（一九八七）公布された公文書館法は、前文わずかに七条、付則二項の小さな法律にすぎないが、法律条文として、「国及び地方公共団体は、歴史資料として重要な公文書等の保存及び利用に関し、適切な措置を講ずる責務を有する」と規定した意義は評価されていいはずである。付則第二項の「当分の間地方公共団体が設置する公文書館には（中略）専門職員を置かないことができる」という条項も、法案成立を優先した妥協であった。現在、強制力はなく、施行細則を持たず、種々の欠陥があるとして批判する向きもあるが、それが当時の力量であり、欠陥を補充克服して行けないことは、これを受けた後世の責任だと捉えるべきであろう。公文書館法の成立前後から全国の公立文書館は約四〇館近く増加しているが、法を創り出し欠陥を克服して行くようなエネルギーは、全国的な都道府県史編さん事業の終了とともに縮小して行った気がする。

幸運なことにわが大分県では、旧県立図書館の施設の老朽化と駐車場スペースの狭隘さ等から新図書館建設構想がおこり、

公文書館法の運用に合わせるかのように、先哲史料館と公文書館が併設されて今日に到ったのである。³⁾

二 懇談会の答申

去る六月二八日、官房長官の私的諮問機関である「公文書等の適切な管理、保存及び利用に関する懇談会」から、「公文書等の適切な管理、保存及び利用のための体制整備について―未来に残す歴史的文書、アーカイブズの充実に向けて―」という答申がなされた。懇談会の母体となった研究会が昨年五月に発足し、一二月に懇談会へと衣替えし、海外調査もこなしつつ、今年六月の答申である。大車輪の作業であったと思われる。

答申書は、「基本的な考え方」「公文書等の管理・保存・利用に係る現行システムの評価」「必要な取組」の三部構成である。「基本的な考え方」で示されている①公文書等は国民が共有すべき遺産、②充実強化される各国の公文書館制度、③現代の遺産を保存していない我が国の公文書館制度、④将来に対する説明責任を確保する仕組み、⑤問題の所在と検討の視点等の文言から、その基本スタンスは推し測られよう。新聞報道もされている①所轄省庁・現用非現用に関係なく文書を集中保管する「中間書庫」の創設、②文書保管判断基準の明確化、③アーキビスト資格の新設と人材養成への着手等がポイントである。政府は即対応の談話を発表した⁴⁾が、文書管理法や第三者機関によるチェックシステムの新設等については、答申には盛り込まれないままとなった。

施行四年目に入った情報公開法の見直し作業や説明責任要求の増大、電子政府・電子自治体への急転換の動き、ISO（国際標準化機構）一五四八九の制定等を背景に、公文書館も新たな変容が迫られている。この答申で槍玉にあげられている内容の一部については地方の方が進んでいる部分もあるが、全体的には答申の内容は、早晚地方にも実現を迫られること必定であると思われる。

上記のとおり、「日本近代史の研究のために」を第一の要請として遅い出発をした日本の公文書館も、昨今の急激な状況変

化の中で、新たな情報化社会への対応とともに、情報公開の両輪としての文書管理を強く要請されるに到ったのである。懇談会のメンバーの中に歴史学者が極少であることが象徴的であろう。明らかに新たな時代に入ったというべきであろう。

幸いなことに現在大分県内においては、地方史研究会や県公文書館による全県的な文書取扱いに関する警告や指導、別府大学におけるアーキビスト養成課程の発足、NPO結成の動き等、多様で活発な動きが見られる。歴史の転機に、これを捉え、前進させるものにつなげて行きたいものである。

注(1) 大久保利謙「総理府における国立公文書館設立計画の由来と現況」(『近代文書学への展開』所収)

(2) 筆者は、全史協の『記録と史料』などにおいてその評価と取扱いが不当に低いとの感想を持っている

(3) 三館の分業や区分についての論議もあったが、その紹介は他日を期したい。

その他、別府大学助教授針谷武志氏、大分県公文書館次長木本正二氏に資料提供頂いた。

(二〇〇四年八月稿)